

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（ 環境省 ）

制 度 名	放射性物質環境汚染対処特措法に基づく汚染廃棄物等の処理施設に関する収用代替資産の所得に係る 5000 万円特別控除等の適用				
税 目	所得税、法人税				
要 望 の 内 容	<p>平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（以下「法」という。）に基づく汚染廃棄物等の処理施設の整備を土地収用法第 3 条の収用適格事業に追加することに伴い、収用等に伴い代替資産を取得した場合に代替資産の取得価額が補償金等より高い場合は資産の譲渡がないものとし、低い場合はその差額分について譲渡があったものとして扱う。</p> <p>また、交換処分等に伴い資産を取得した場合に譲渡資産の譲渡がなかったものとして扱う。</p> <p>加えて、両特例を受けない場合について、長期譲渡所得及び短期譲渡所得についていずれも 5,000 万円特別控除できるようにする。</p> <table border="1" data-bbox="881 793 1448 877"> <tr> <td data-bbox="881 793 1203 877">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1203 793 1448 877">P 百万円 （ - 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	P 百万円 （ - 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	P 百万円 （ - 百万円）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>政策目的</p> <p>福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染に対処するために成立した法が全面施行（平成 24 年 1 月 1 日）されると、土壌等の除染等の措置、特定廃棄物の処理が本格化するが、法の円滑な推進のためには、汚染廃棄物等の処理施設の整備が必要不可欠。</p> <p>施策の必要性</p> <p>法第 53 条においては「国は、基本方針に基づき、地方公共団体の協力を得つつ、汚染廃棄物等の処理のために必要な施設の整備その他の事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理及び除染等の措置等を適正に推進するために必要な措置を講ずるものとする。」とされており、国として必要な施設の整備を図る必要がある。</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	法第 53 条においては「国は、基本方針に基づき、地方公共団体の協力を得つつ、汚染廃棄物等の処理のために必要な施設の整備その他の事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理及び除染等の措置等を適正に推進するために必要な措置を講ずるものとする。」とされているところ。
		政策の達成目標	汚染廃棄物等の処理施設の整備が適格に図られること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	期間の定めは無し
		同上の期間中の達成目標	汚染廃棄物等の処理施設の整備
	政策目標の達成状況	-	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	施設整備の際に適用
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本税制上の特例措置により事業用地の所得が円滑になることにより、当該施設の整備が推進されることとなる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	-
		予算上の措置等の要求内容及び金額	平成 23 年度 3 次補正、平成 24 年度予算等において、必要な予算を要求予定。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	汚染廃棄物等の処理施設等の整備を国が負担すること、本税制上の特例措置により事業用地の所得が円滑になることにより、当該施設の整備が推進されることとなる。
要望の措置の妥当性	-		

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	-
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	-
	前回要望時の達成目標	-
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	-
これまでの要望経緯		-